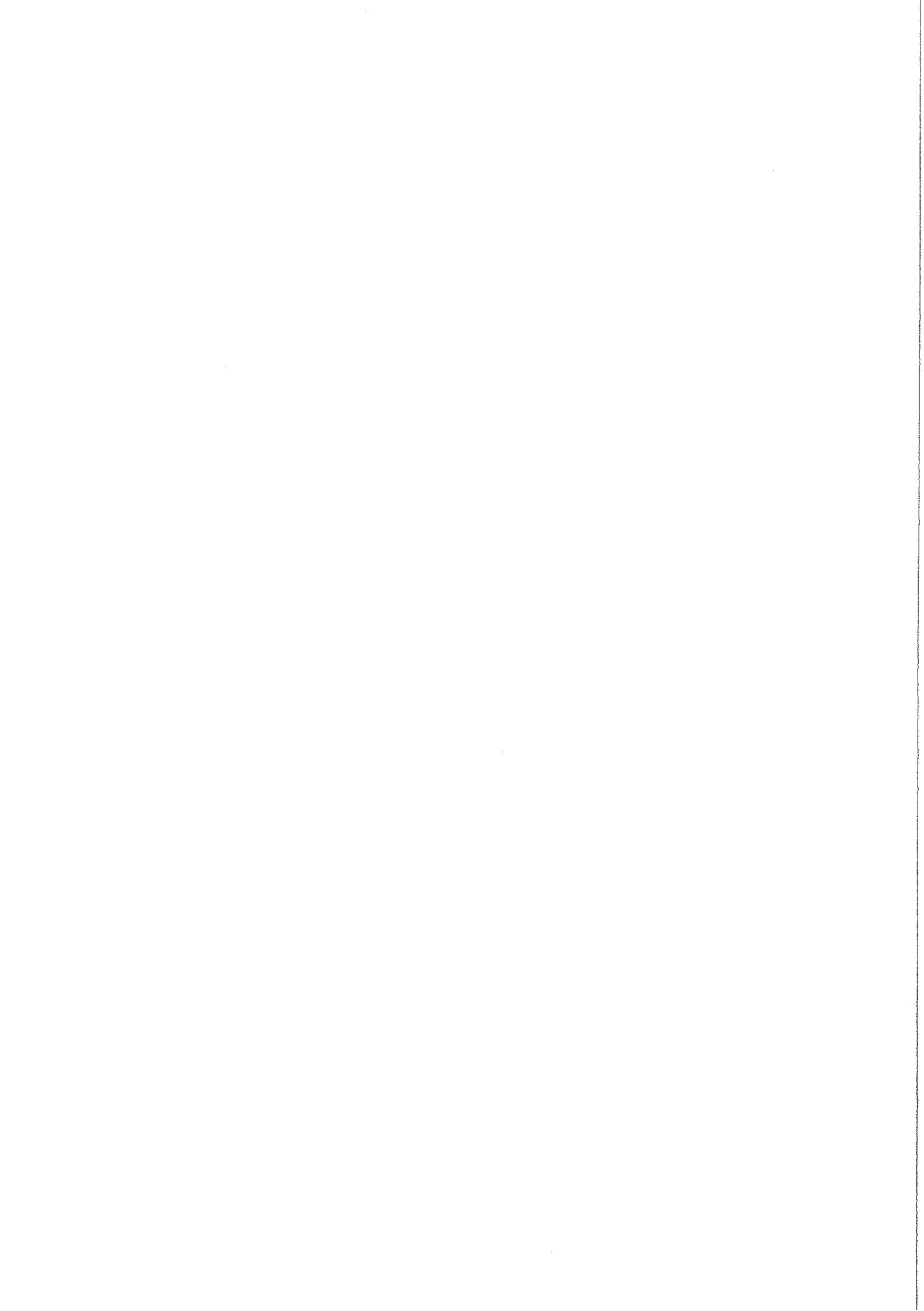


今後の共同募金運動の進め方について
(具体的な実施方策)

意 見 具 申

平成26年1月

香川県共同募金運動推進研究委員会



目 次

はじめに	2
1 組織～いかに活発な組織とするか～	3
2 助成～いかに効果にある助成にするか～	8
3 募金～いかに募金活動を進めるか～	12
4 広報～いかに県民の理解を得るか～	19
資料 1 質問書	24
資料 2 香川県共同募金運動推進研究委員会の主要協議事項	25
資料 3 香川県共同募金運動推進研究委員会の開催経過	26
資料 4 香川県共同募金運動推進研究委員会設置規程	28
資料 5 香川県共同募金運動推進研究委員会委員名簿	30

はじめに

平成 20 年から始まった共同募金改革については、本県では、平成 23 年度に平成 24 年度からの募金目標額設定方式を A 方式から A B 方式に変更し、また、全市町が支会から共同募金委員会へ移行が完了するなど改革の取り組みが着実に進められていますが、今回、県共同募金会会長から改革を進めるなかで、顕在化した共同募金の役割、組織体制、助成のあり方、募金活動の進め方、効果的な広報など本県の共同募金運動の諸課題についての意見を求められました。

共同募金は、昭和 22 年に戦後復興の一助として、戦争の打撃を受けた福祉施設を中心に資金支援する活動として始まり、その後、共同募金を取り巻く環境は大きく変化しているなかで、平成 12 年に改正された社会福祉法では、共同募金の目的は、「地域福祉増進を図るため」と定義され、中央共同募金会からも、様々な地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を支援する仕組みとしての運動への展開が求められてきました。

本県における共同募金運動は、自治会による戸別募金の依存度が高く、助成についても、要望があれば、総花的に応え続けるなど、この地域福祉増進の「新しい共同募金」にリセットすることなく、今日に至ってきました。

しかしながら、自治会加入率の低下、共同募金運動に対する様々な意見があり、募金額の減少が遅減的に続いているなかで、共同募金改革として、目標額の設定方式の変更や地域に開かれた共同募金委員会への組織改編などを実施しましたが、平成 24 年度募金実績は、広域目標割当額の減額などにより、A 方式を実施していた改革前の前年度と比べて大幅な減となりました。

そのなかで、緊急的な検討事項については、昨年 1 月に中間報告の意見具申を行い、その後、全般にわたる協議を行うなど 13 回の協議を行ってきましたが、その協議の中で感じられたのが、共同募金改革が形式的な内容での改革で推移し、実質的な改革までに進んでいないことでした。

そのため、地域福祉重視の時代にマッチした共同募金のあり方、共同募金改革の理念を踏まえた協議や地域福祉の先導役である市町社会福祉協議会と表裏一体の市町共同募金委員会の役割と責務について、協議を行いました。

現在、地域福祉を取り巻く環境は、地域の結びつきや人間関係も希薄化し、家庭や地域社会のありようが大きく変化している中で、様々な課題が現れてきていますが、これまで以上に幅広い県民参加を得て共同募金運動を積極的に展開するとともに、共同募金の使途及び助成の効果を多くの県民に訴え、共感の輪の拡大を図り、共同募金が担っている固有のミッションを共同募金関係者が共有し共同募金運動を展開する必要があると考えております。

この意見具申に基づいて、県本会及び市町共同募金委員会が相互に連携・協調して、県民に共同募金の目的を積極的に周知し、理解と共感が得られるよう、そして、この対応策が着実に実行されるように切に望むものです。

香川県共同募金運動推進研究委員会

委員長 谷 輝 男

1 組織のあり方 ～いかに活発な組織とするか～

[現状と課題]

① 組織的課題

- 目標額設定方式のA方式からAB方式への変更、支会から市町共募への組織改編、助成基準など共同募金運動の改革に取り組んでいるが、その考え方や意識づけが十分浸透されていない。
- 他県の市町共募では、共同募金改革にそって、共同募金の助成や募金手法など先導的な取り組みがなされているが、本県での取り組みが遅れている。
- 現在、様々な地域の福祉の課題、問題が山積しており、それらを十分検討分析して、地域福祉課題解決のための共同募金の役割を認識する必要がある。
- 募金額の減少が続く中で、共同募金運動は大きな転換期を迎えており、意識改革を図り、戸別募金だけに依存せずに多様な募金手法を展開するなど改革・見直しを積極的に進めていく必要がある。
- 今後の地域福祉の増進には、社協がNPOやボランティア団体などとどのように協働していくかが重要になっている。
- 共同募金が社会福祉法で位置づけられ、共同募金会がその役割を担い、県本会が市町共募の設置権者であり、市町共募は、その内部組織として、市町社協に事務委任などにより共同募金の事務と業務を依頼しているが、住民にとってはわかりにくい制度となっている。
- 市町共募には、募金集めの関係で自治会の役員などが運営委員会の委員となっているが、共同募金運動に理解のある人など幅広い参加も必要になってきている。
- 共同募金は、市町社協の貴重な財源となっているが、市民から市町共募は社協の財源を集めるための別組織であるとの批判を招かないような、市町社協と独立した組織形態をとる必要がある。
- 市町共募の審査委員会の委員に、助成団体や市町職員がメンバーとなっている市町共募もあり、県本会の配分委員会の委員構成に準じて、助成団体や市町職員を除くなど、公平、透明性が確保され、住民から疑惑を招かないような組織構成にする必要がある。
- 社会福祉法や県本会規程、市町共募の規程、助成基準などの順守を徹底し、県民から適正かつ公平な執行が実施されていることを認識してもらう必要がある。

② 組織の弱体化

- 介護保険の導入以後、市町社協においては、制度内の福祉サービスの実施が中心となり、ややもすれば地域福祉を総合的に推進するという社協本来の取り組みが弱くなっている。共同募金関係者間で、目的やミッションに対する意識が希薄化する傾向にある。

- これまでの戸別募金に依存するだけでなく、多様な募金手法を展開して寄付金を募る企画や助成プログラムの立案の専門機能の向上が必要になっている。
- 県本会は、行政機関、県社協、市町社協（市町共募）及びNPO、ボランティア団体などの他機関との連携が十分になされていない。
- 市町共募は、市町社協の組織と一体となっているため、共募独自の企画が生まれにくい状況がある。
- 市町共募において、共同募金の事務に携わる職員は、少人数であり、市町共募全体で情報の共有化を進め、組織的な対応を図ることが必要になっている。

③ 職員の政策企画力の低下

- 県本会は、現在、期間を定められた職員で構成されているため、長期的なキャリア形成とスキル取得が十分でない。
- 市町共募の職員は、社協業務を兼務したうえ、市町社協業務が繁忙であるため、共同募金業務に専念できない状況にある。

[方向性と対応策]

項目	方 向 性	対 応 策
①共同募金の位置づけの明確化		
○ミッションの共有化	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉の増進というミッションを再確認し、関係者間で共有できるよう啓発する。 ○共同募金運動の原点を十分認識し、存在意義を再認識する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○県本会と市町共募は共同募金運動の進め方について定期的に課題発見型の意見交換を行う。 ○共同募金は市町社協が進める地域福祉の推進に重要な位置づけにあり、市町社協職員がさらに認識を深め、共同募金運動に取り組めるように、職員研修を強化する。
○共同募金への理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ○多くの県民が参加する運動として一層の機運醸成を図る。 ○様々な機会を捉えてすべての関係者の意識強化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○寄付者と助成団体と募金ボランティアなどが一堂に会する会議を開催する。 ○年間を通じて、市町共募（市町社協）職員が小地域福祉活動の機会を捉え、募金の位置づけと役割、募金の現状、その用途について具体的な説明し、また、それらを通してニーズ把握を恒常的に行う。

<p>②共同募金改革への積極的取り組み</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ○新たな募金手法への展開 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町共募は、市町の地域福祉の課題がなにであるかを検討協議し、課題解決のために必要な活動資金を提供する共同募金の助成方法や募金方法などの検討を行う。 ○共同募金運動期間中だけにとどまらず、安定した募金が確保できるよう取り組みを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○県本会は、県内市町や他県の先導的な取り組みの事例を市町共募に情報提供する。 ○これまでの戸別募金だけに依存するだけでなく期間拡大や地域テーマ型募金、地域課題解決型募金、助成公募方式など新たな募金手法の展開を図る。 ○市町共募は、募金百貨店プロジェクトや赤い羽根自動販売機の設置促進などの新たな募金活動を積極的に進める。 	
<p>③組織の機能強化</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ○理事会の機能の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○能動的かつ機動的な組織運営を図れる役員構成とする。 ○効率的な組織運営を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○選出についての検討を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ア 共同募金会がいかにあるべきかを認識され、理解を示してもらえる者の参画に留意する。 イ 県民運動を進める代表者の組織として、可能な限り幅広い層から選任する。 	
<ul style="list-style-type: none"> ○県本会機能の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○県本会は、組織運営や運動推進のため、ファンドレーザー（組織のために資金調達を進める担当者で社会課題を解決するための事業のために「志あるお金」を開拓する人）・プログラムオフィサー（助成事業を通じて実現する人）などが持つ専門性を修得できるように努める。 ○県本会は、市町共募のサポート機能を強化する。 ○県本会は、行政機関・県社協・市町社協及びNPOとの連携を一層強化し、様々な課題解決に向けて先導的な役割を果たす。 ○県本会は、様々なチャンネルを使い、各種団体や機関との連携を強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○県本会は、共同募金活動の参考とするため、中央共同募金会の新たな取り組みや他県の先導的な取り組み事例を積極的に収集する。 ○市町共募のパワーアップ（機能向上）と職員のスキルアップ（技能向上）のため、テーマや対象者を絞って効果的な研修を行う。 ○共同募金会と社協との役割を踏まえて県社協・市町社協及びNPOと県域や地域の課題について意見交換をする場を設定する。 	

○市町共募機能の強化	<p>○運営委員会に参加するメンバーが、地域の福祉課題の解決に必要な活動を見つけ、あるいは生み出し、必要となる募金を地域に呼びかけ、集まった募金をもとに助成を行えるシステムとする。</p> <p>○審査委員会の委員は、住民からの視点から助成の公平性、透明性などが確保されるメンバーとする。</p> <p>○市町共募の事務を一部の職員に任すだけでなく、市町社協内において共同募金を位置づけて、職員全体で連携を図りながら業務を行う。</p> <p>○共同募金改革を進めるなかで、市町共募の主体性かつ自主性な取り組みを進める。</p>	<p>○運営委員会のメンバーは、自治会、ボランティア、社会福祉法人、NPO、地元企業、学校関係者などから共同募金についての意識のある人や理解を示している人の参画により、ネットワークを広げるとともに、商工会議所（商工会）などの経済団体、農業団体、学校など募金面で広がっていく人を選任して、共同募金運動に団体として協力してもらうようとする。</p> <p>○市町共募の運営委員会に、多様なメンバーの参加を得るために一定数の委員を公募する。</p> <p>○審査委員会の委員は、社会福祉法に規定された県本会の配分委員会の委員除外規定に準じて、構成することが望ましい。</p> <p>○市町共募は、事実上市町社協が行っているが、それだけでは広がりが狭いため、より幅広く関係者の参加を求め、地域にとってなにが必要かを掘り起こし、計画をたてて関係者自らが共同募金活動を展開する団体や応援する組織をつくる。</p> <p>○市町共募と社協は、募金を集める組織と助成を受ける団体の別組織であるという認識をもって、市町共募会長と社協の会長についてもできるだけ分けるなど組織分離の明確化を図る。</p>
------------	--	---

④職員の資質能力の向上

○県本会職員のスキルアップ	<p>○適切な人材配置と事務分担を行う。</p>	<p>○長期的、継続的に業務執行できる職員の配置に留意する。</p> <p>○共同募金運動に必要とされる専門性を修得できるよう人材育成を図る。</p> <p>○市町共募の職員に適切にアドバイスできるよう政策企画力の向上を図る。</p>
---------------	--------------------------	---

<ul style="list-style-type: none"> ○市町共募職員のスキルアップ 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町共募職員は募金活動の推進や新たな助成先を積極的に開拓するなどスキルを高める。 ○市町共募職員の目的意識とモチベーション（動機付与）を高める。 ○市町共募職員の基礎的理解と専門性を高める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○当該地域の福祉課題に的確に応えられる職員を養成する。 ○県本会職員と市町共募職員が業務執行内容や共通の課題などに個別又はブロック別に意見交換を行う。 ○県本会では、積極的に市町共募職員対象の研修会を開催するとともに、市町共募においても全国規模への研修会に職員を積極的に参加させるなど職員の資質の向上を図る。
<ul style="list-style-type: none"> ○市町共募事務の軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町共募の事務に専念できるよう事務負担を軽減する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○共通する事務についてのマニュアルを策定するなど適切な対応を図る。 ○ボランティアなどへの協力依頼を進めるとともに、また、縦割となっている業務を繁閑度合に応じて柔軟に見直す。

2 助成について ~いかに効果的な助成を行うか~

[現状と課題]

① ニーズとの乖離

- 助成申請が事業実施年度の前年度に行われるためスピード感がなく、地域ニーズに迅速に応えられるシステムになっていない。
- 地域課題や社会課題に取り組んでいる団体などのニーズを発掘するとともに、その団体の活動資金を支援するために、助成と募金が連動した使途選択募金（ドナーチョイス方式）を活用するなど新たな募金手法の検討が必要になっている。
- 地域ニーズを把握し、NPOやボランティア団体などと連携しながら、住民にも目に見える形での共同募金の使途を明確にしたテーマ募金の実施することも必要になっている。

② 助成先の固定化

- 共同募金の財源的な問題もあり、助成先が固定化し、NPOやボランティア団体等の新しい団体が助成対象となる余地がなくなっている。
- 団体助成については、既存団体が多く、また、自治会やコミュニティ組織、地域活動団体などへの経常的な助成が多くなっている。

③ 効果の低い使途

- 助成基準が県全体の統一的な基準となっているため、市町の地域特性や状況にあわせた助成内容となっていない場合がある。
- 毎年同じ社会福祉施設に経常的に備品などの助成や運営費助成を行っている市町共募がある。
- 地域福祉解決のためにどのような事業が必要で、そのための助成を行うという全体的なコンセプトをもった事業助成が少ない。
- 助成については、経常的な運営費助成ではなく、目的と使途を明確にした地域福祉事業に対する助成を行う必要がある。
- 運営費を主として助成を受けてきた団体の中には、助成金を共同募金運動展開の活動経費への還元金と混同しているなど曖昧さのある助成もある。
- 行政補助金の削減に伴い財政支援措置の補完やコミュニティ組織への運営費助成といった「たすけあい」という共同募金の本来の使命・趣旨から逸脱した行政の肩代わり助成がみられる。

④ 不十分な審査

- 十分な公開性・透明性をもって助成決定されていない場合がある。
- 審査委員会の委員に助成団体や市町職員が含まれるなど、組織的な問題で、助成の公平性などが疑われる場合がある。

- 市町の特性や状況に応じての審査基準が設定されておらず、助成審査が十分機能されていない場合がある。

⑤ 評価の欠如

- 助成効果が十分に評価されておらず、また、助成を受けた事業が、次の助成に生かされていない。
- 地域・社会的課題や資金ニーズの把握が十分できていない。
- 新しい地域福祉事業・活動へと発展する可能性についての評価が十分されていない。

[方向性と対応策]

項目	方向性	対応策
①助成制度の適正化		
○助成制度の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○多様で柔軟な助成制度の構築をめざす。 ○緊急性、必要性のあるものについて迅速に応えられ助成制度をめざす。 ○共同募金の助成によって、セーフティネットの構築等、地域課題解決の仕組みづくりなどの活動を支援する。 ○共同募金の助成を有効に機能させ、「寄付と助成の循環」の円滑な実施をめざす。 	<ul style="list-style-type: none"> ○スピード感をもって助成に応えられるような仕組みの検討を行う。 ○地域で円滑かつ機動的に循環する助成の仕組みづくりを図るために公募方式の積極的な導入や助成団体による社会課題解決テーマ型募金や使途選択募金（ドナーチョイス方式）などの新たな募金と助成が一体となった手法の検討を行う。 ○共同募金の目的と使途を明確にし、行政の補完的な支援と一線を画した助成を行う。 ○共同募金の申請、審査、助成決定などがより簡便に実施できる方法の検討を行う。 ○助成が、地域福祉課題の解決につながっているかどうか観点での助成目的を明確にした助成への展開を行う。
○助成ニーズの把握	○新たな地域福祉ニーズの対応をめざす。	<ul style="list-style-type: none"> ○県本会は、県社協、市町社協、NPO及び関係機関等と連携し、解決が求められている地域福祉課題を検討し、その解決の方策を探る連絡組織を設置する。 ○連絡組織で協議された課題についてNPO及び関係団体と連携して、その解決を図られるよう、重点助成テーマ

		<p>を設定し、助成事業を通じてその課題解決を図る。</p> <p>○地域福祉課題の解決をめざして活動している多様な団体を支援するため、県内の社会福祉団体などのネットワークを通じて推薦してもらうなどして、助成対象団体の掘り起こしを行う。</p>
②助成対象の拡大		
○助成対象の拡大	○固定的な助成からの脱却をめざす。	<p>○地域福祉に取り組んでいる多様な団体（NPO等の市民活動団体等）に対しての助成の余地をつくる。</p> <p>○助成基準を明確にし、また、助成期間を設定し、その助成効果を検証するなどして、助成の固定化を防ぐ。</p>
③効果的な助成		
○効果的な助成	<p>○地域で集めて地域で助成するような寄付が循環する仕組みへシフトする。</p> <p>○施設整備や備品購入など単なる表層的な助成ではなく、その活動が助成を受けることでどのような成果をあげるかという視点で助成を行う。</p>	<p>○福祉施設への助成については、その緊急性や助成の効果を十分見極める。</p> <p>○経常的な助成をやめ、助成が地域福祉課題の解決につながっているかなどの目的を明確にするため、運営費から事業に直結した助成への転換を図る。</p> <p>○助成基準についても、地域課題解決に向けての視点から、適時、見直しを行う。</p>
○助成の重点化	<p>○選択と集中を行い、テーマを絞り込んだ助成をめざす。</p> <p>○市町地域福祉活動計画を推進するため、同計画に掲載された事業と助成事業との関係性を強めて助成を行う。</p>	<p>○3年～5年ごとに重点助成課題を決め、その課題に対して県本会及び市町共募がともに集中的に助成する。</p> <p>○市町地域福祉活動計画に掲載された事業を優先的に助成する。</p> <p>○小地域活動支援など地域の生活課題を解決するための事業に重点助成を行う。</p>

④開かれた助成審査

○審査・決定プロセスの開示	○審査は寄付者等の多様な意見が反映されるような方法により行う。	○県本会の配分委員会は、広域的な助成に関する計画の策定・助成の審査を行う。併せて、助成プログラムの企画等を行い、ニーズのキャッチから助成実施、評価までの一連の流れを体系化する。 ○市町共募は、審査委員会において、市町区域内の助成に関する計画の策定、助成の審査を行う。審査委員には、NPO、福祉団体、企業、女性など幅広い分野から選任する。 ○助成のより具体的な助成基準を設定するとともに、ホームページ等を利用して広報し、助成審査のより一層、公平性や透明性を図る。 ○個別の助成内容を広報誌やホームページを通じて公表を行う。
---------------	---------------------------------	---

⑤助成評価の実施

○助成事業の評価	○助成事業の適正な推進と事業効果を把握するため適時調査を実施する。 ○助成事業のうち、数値目標の設定が可能なものにあっては達成率などによる定量的評価を行う。	○自己評価表の作成、使途報告にあわせ、事業達成度の自己評価と分析を行う。 ○ありがとうメッセージの紹介など、事業の実績などを幅広く市民に紹介する。 ○配分委員、審査委員、その他第三者委員による現地調査を行うなど、書面審査だけでなく適切な事業実施が行われているかの検査を行う。 ○助成内容が固定化している現状からの脱却を図るために、助成期間終了した際には、事業効果の検証を行う。
----------	---	---

3 募金のあり方 ～いかに募金活動を進めるか～

[現状と課題]

少子高齢化による地域社会の構造変化や都市化に伴うコミュニティ意識の希薄化などにより、募金総額の減少が続いている一方、近年の経済情勢の激変による新たな地域福祉ニーズは増大している。

① 共同募金遞減の主な要因

- 住民や企業にとっての厳しい経済環境
- 共同募金以外の多様な募金の増加（募金が選ばれる時代）
- 住民の寄付に対する意識の変化
- 共同募金運動のマンネリ化
- 戸別募金の中心となる自治会加入者の減少
- 自治会一括納入への反発（半強制的との指摘）
- 一般募金・地域歳末・日赤社資・社協会費の違いの不明瞭さ
- 共同募金の使途についての説明・広報不足

② 減少続ける募金額

- 募金総額は、平成9年をピークに減少を続けており、ピーク時の3億4355万円から約6500万円減少し、一般募金は、平成8年の2億8114万円がピークで約4600万円減少している。
- そのうち、約2千万円は、地域歳末たすけあい運動が多くの市町共同募金委員会で取りやめ、現在5市1町のみしか実施していないことが大きな要因となっている。
- NHK歳末たすけあいについても毎年減少をしており、ピークは昭和61年の1066万円であったが、平成24年度は347万円で、約720万円減少しており、平成23年度は、全国最下位、平成24年度は、全国で下から2番目となっている。
- 企業からの寄付額がピーク時の平成2年の3977万円と比べて1200万円減少していることも大きな要因となっている。

○戸別募金

- ・戸別募金の実績は、都市部での落ち込みが顕著であり、自治会未加入者の増大が大きな要因となっている。
- ・住民（寄付者）に対し、共同募金に趣旨や活用のされ方が伝わっていない。
- ・自治会未加入などのマンション・アパートなどの集合住宅への募金活動ができていない。
- ・少子高齢化や過疎化により人口が減少してきており、戸別募金にのみ依存し続けることが困難になってきている。

- ・自治会などを通じた募金に一部強制感が持たれている。
- ・自治会長等の役員が輪番制であり、共同募金の目的・使途などについて十分理解されていない場合がある。

○法人募金、職域募金

- ・法人募金は、景気の影響を受けやすい。
- ・企業のCSR（社会的貢献）との連携が図られていない。
- ・都市部の支店や営業所などをはじめとしてこれまでコンタクトを取ったことのない企業や団体が多い。

○イベント募金・街頭募金

- ・マンネリ化したものもある。
- ・各地で行われている様々な募金活動の情報が共有させていない。

○学校募金

- ・寄付に協力する学校数は、市町共募の取り組みで大きく異なっているが、より一層の働きかけが必要であり、併せて、学校の公設部分でない助成を検討すべきである。
- ・共同募金運動などについて福祉教育の一環として実施するよう教育委員会との連携を図る必要がある。

○個人募金・その他の募金

- ・募金をしたくてもその方法が分からない人がいる。
- ・寄付金付き商品など新たな募金手法や募金方法を開発する必要がある。
- ・中央共募では、インターネットを活用したカード利用募金など各種の新しい募金方法が開発されているが、共同募金関係者に十分周知されていない。

③ 募金ボランティアの体制強化

○募金ボランティアへの共同募金の目的や使途の説明などを含めて支援が十分ではない。

○意志のある人が参加しやすい共同募金運動になっていない。

○小・中・高校生や大学生など幅広いボランティア組織体制の確立が必要になっている。

[方向性と対応策]

項目	方 向 性	対 応 策
①寄付意識の高揚		
○募金増への取り組み	○年間を通じて、いつでも、どこでも、だれでも寄付できる体制を構築する。 ○自分達とは、比較的関わりの薄	○人口が減少しても地域社会が存続するポイントは地域福祉の充実にあるとされており、コミュニティの維持・再生も視野に入れた募金活動を強化する。

	<p>い生活困難を抱える不特定多数の人達のためにする募金というこれまでのイメージから、自分達の地域を良くするための募金というイメージにチェンジを図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人々の関心が高く今後活動の活発化が見込まれる環境・健康・教育分野の関係者との連携を深め、募金増強に繋げる。 ○本県の独自性と特長のある募金資材を製作し、これまでの募金に協力のなかった方から共同募金に協力が得られるようする。 ○負担感が少なく簡単に募金できる仕組みをつくる。 ○寄付金が共同募金会へきちんと届くという安心感に与える方策を講じる。 ○県民の広い関心・参加を得られるような活動とする。 ○組織運営、募金活動、助成使途について透明性の高い活動を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町共募内に所在する大学・小・中・高校及びガールスカウト・ボーイスカウトなど募金活動に協力が期待できる団体等に、参加協力を依頼し、募金ボランティアの協力者団体名簿を作成し、共同募金応援ネットワークの拡大を図る。 ○将来の寄付者を育成する一助とするため、市町共募管内の小・中学校で共同募金の役割などを含めて福祉教育を図る。 ○共同募金の社会的使命や税制面での優遇措置を積極的に広報する。 ○募金バッジなどの募金資材について寄付者から喜ばれ、共同募金が幅広く認知できる資材の製作を進める。 ○共同募金箱を集客の多い商店、施設等へ常設で設置するよう進めるとともに、中央共同募金会を通じて行っているインターネット等を活用したカード利用募金、ネットクリック募金、ふるさと向け募金（ふるサポ）の広報を図る。 ○助成団体に対して、職域募金やイベント募金について積極的に協力を求める。 ○礼状の発送、贈呈式の実施、広報誌などへの掲載、感謝状の贈呈などの寄付後の感謝の気持ちを積極的に伝える。 ○ありがとうメッセージのホームページや広報誌などの掲載を通じて、寄付の有効活用について積極的に情報発信を行う。
②戸別募金の増大		
○戸別募金の見直し	○戸別募金を最重要活動と位置づけ、共同募金運動の主目的であるたすけあいの精神を広く	○募金活動が地域のつながり活動の再構築に欠かせないことを強調し、地域の実情を精通したシルバースタッフ（ボ

	<p>地域や各世帯に伝える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県本会及び市町共募は自治会などと連携して、運動をきっかけとした地域のつながりを再構築する役割を担う。 ○自治会加入率の低い地域等に積極的に募金を呼びかける。 ○組織運営、募金活動、助成使途について透明性の高い活動を行う。(再掲) 	<p>ランティア)を募り、協力を依頼する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○募金活動の従事者顕彰に当たっては、募金額だけではなく、一人当たりの募金額及び募金人数等の推移をもとに自治会や個人、学校・企業などの団体に感謝状を贈呈する。 ○県本会や市町共募で作成している広報誌やチラシを再度検証して、具体的に地域福祉活動に役立っている事例などを掲載するなど住民の目線から理解されるものを作成する。
○募金参加への柔軟な対応	<ul style="list-style-type: none"> ○マンション・集合住宅については、自治会加入、未加入を問わず、募金ボランティアが訪問することを進める。 ○募金の呼びかけや募金方法を正しく提示すれば寄付につながる可能性は高く、関係者がこの意識を共有して取り組む。 ○地域によっては、永住する居住者と一時的な居住者を想定して、それぞれへの柔軟で的確な対応を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○マンション・集合住宅については、マンション管理委託会社や管理組合を通じて、ポスターの掲示、広報誌の戸別配布などともに、募金への協力を依頼する。 ○若齢層が多い一般アパートは、所有者・管理者を通じて協力を呼びかけ、さらに戸別訪問やポスティングで対応する。 ○自治会に加入しない世帯・住宅に対して封筒募金等の取り組みを行う。 ○自治会に加入しない世帯・住宅に対しては、特に、共同募金の寄付金が地域でどのようなものに使われていることを具体的に説明した文書を作成して、依頼する。
③多様な募金活動の積極的展開		
○募金ルートの開拓	<ul style="list-style-type: none"> ○新たな募金方法の開拓とともに、それぞれの募金方策について検証し、「選択と集中」の視点で見直しを図る。 ○募金活動の副次的效果(福祉教育、広報効果等)も視野にいれた改善策を構じる。 ○寄付者の关心や立場等は様々 	<ul style="list-style-type: none"> ○県本会及び市町共募の関係者がそれぞれのネットワークを生かし、関係する団体や機関、企業、学校等の新たな募金ルートを開拓する。 ○全体的な募金の使途の説明だけでなく、特に、共同募金の寄付金が地元地域でどのようなものに使われていることを具体的に説明した文書を作成し

	<p>であることを念頭に置き、募金ルートの拡大につながるよう、工夫を凝らした訴求力をもつ改善策を構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県民の広い関心・参加を得られるような活動とする。(再掲) ○組織運営、募金活動、助成使途について透明性の高い活動を行う。(再掲) ○新たな寄付金付き商品を開発する等メニューを拡げ、募金方法を選択できる仕組みをつくる。 	<p>て、依頼する。</p> <p>【法人・職域募金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○法人募金は、訪問して時間をかけてその必要性や税制上の優遇措置などを丁寧に説明する。 ○訪問先については、業種別に一覧表を作成する等により、広くあまねく新規開拓する。 ○重点課題をテーマにした募金を掲げるなど企業ごとのCSRと連携した取り組みを開拓する。 ○募金バッジなど募金者に魅力ある募金資材などを製作・活用して募金を依頼する。 <p>【街頭募金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○募金を呼びかけるだけではなく、人が集まるイベント的要素を加味した街頭募金を実施する。 ○助成をうけた団体は、ボランティアとして街頭募金、その他募金活動に自発的に協力するよう働きかける。 ○街頭募金活動に児童・生徒、ガールスカウト・ボーイスカウトなどの社会奉仕団体に参加を呼びかける。 <p>【イベント募金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新たなチャリティイベントを開発・実施するなど、募金機会の拡大を図る。 ○県本会及び市町共募は定例的な募金活動だけでなく、大型イベント等に参加・出店し募金活動を行う。 <p>【学校募金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福祉教育の一環として共同募金運動を授業に取り入れてもらうよう教育委員会や学校へ働きかけを行い、共同募金運動への理解を深めてもらう。 <p>【その他の募金】</p>
--	---	---

		<ul style="list-style-type: none"> ○募金百貨店プロジェクトの参加企業の拡大や赤い羽根自販販売機による募金を推進する。 ○寄付先の対象先を選んで募金できるテーマ別募金や課題解決型募金など新たな募金方法を検討する。 ○中央共同募金会で通じて行っているインターネット等を活用したカード利用募金、ネットクリック募金、ふるさと向け募金（ふるサポ）を通じて、都市部に居住している地方出身者への募金協力を求めるなどの広報を図る。 ○店舗、事業所、社会福祉施設等に常設の募金箱の設置を進める。
--	--	--

④強制感の軽減

○強制感の排除	<ul style="list-style-type: none"> ○共同募金は地域での助けあいにあるという主旨を理解してもらえるよう工夫を凝らす。 ○募金の使途を明確にするなど具体的な方策を講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自発的な寄付を促すため、助成計画及び使途に基づく募金運動の必要性について説明責任を果たす。 ○自治会会长会議や募金ボランティアの会合などで共同募金運動の目的や使途について説明を行う。
---------	---	---

⑤募金ボランティアの協力拡大

○ボランティアの養成	<ul style="list-style-type: none"> ○運動期間前においてボランティア向けに共同募金運動の趣旨の浸透を図る。 ○募金ボランティアの養成や組織化を進める。 ○「募金は地域の助けあい」と自ら意欲的に取り組んでもらえるような様々な工夫を行う。 ○地域社会のつながりが薄れている現状を客観的に伝えるとともに、地域社会の慣習として定着している共同募金運動を再確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○募金活動に入る前に、助成団体も参加した募金ボランティアの研修や募金リーダーの研修会を開催する。 ○地域福祉活動計画の推進状況、地域ニーズの動向、募金目標額の算定根拠などを中心に、市民の関心の高い課題を説明する。 ○助成先、資金の使途、経費の詳細を情報提供する。 ○使命感の醸成・高揚を図るため地域住民と顔を合わせ、意見交換を行う機会を設定する。
------------	---	--

○目的意識を持った参加	○助成を受ける団体や企業関係者など幅広い市民に、募金ボランティアへの参加を促す。	○目的をもった募金活動を推進するため、真に関心のある分野、応援したい対象先ごとにボランティアを募るなど、共同募金会はコーディネート機能を果たす。 ○活動内容を事前に決め、地域の一員である地元企業に対して募金ボランティアの一員としての協力を求める。 ○地域歳末たすけあい運動の生い立ちから、民生児童委員の使命と役割は大きく、この運動への協力を依頼する。
-------------	--	---

4 広報 ～いかに住民の理解を得るか～

【現状と課題】

① 共同募金の訴求力の不足

- 共同募金運動の認知度が低下しており、特に若い人や児童生徒に知られていないため、その対応が必要になっている。
- 共同募金運動のポスターなどが公共施設、スーパーなどの集客施設への掲出が不十分である。
- 中央共同募金会製作のテレビ・ラジオの共同募金運動スポットを放送しているが、無料で放送会社に依頼しているため、放送時間などが限られている。
- 共同募金の独自・固有の役割が具体的に伝わっていない。
- 多くの人は、共同募金がじぶんのまちの福祉に役立っているという実感を持っていない。
- 県本会で広報紙を作成して、県内の各世帯に配布しているが、自治会未加入世帯には、届いていない。
- 共同募金の寄付がどこに使われているかを周知が不十分である。
- 助成をうけた団体に「ありがとうメッセージ」の提出を依頼しているが、寄付者には十分届いていない。

② 共同募金の広報手段の不足

- 県本会のホームページに共同募金の情報を掲載しているが、あまり知れていない。
- 市町社会福祉協議会には、ホームページがあるが、市町共募固有のホームページを設けていない市町共募が多く、市町共募としての有効な広報手段がない。
- 助成事業については、公募で行っているが、募集要綱については、ホームページと既存の助成団体への通知などに限られ、広報が十分でないため、助成事業の応募の団体・施設が限られている。

③ 一方通行型の広報活動

- 双方向性の広報・広聴という視点を持って、住民からの意見や考え方を聞く機会が十分確保させていない。

④ 情報公開の不足

- 共同募金の公益性の高さを勘案した十分な情報公開がなされていない。

[方向性と対応策]

項目	方向性	対応策
①訴求力の向上		
	<ul style="list-style-type: none"> ○基本理念や共同募金運動 ○共同募金運動は、たすけあいの心が支え、民間の地域福祉を支えているという基本理念を徹底して広報する。 ○助成事業は行政に頼らない、人々から寄せられた善意の民間資金であることを広報する。 ○社協や助成団体だけではなくあらゆる広報媒体を活用して広報の充実を図る。 ○若者や児童生徒への認知度を高めるための広報を充実する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設、大型店舗、自治会掲示板、学校など住民の目の触れやすい場所へのポスターの掲示を積極的に進める。 ○共同募金のホームページには、常に新鮮な情報を提供し、また、写真、若い人が興味をもつような情報など、魅力ある内容の掲載に努める。 ○県・市町の広報誌や県社協・市町社協の機関誌などへの共同募金情報の積極的な掲載やホームページにリンクしてもらうなど幅広い広報活動を展開する。 ○助成の募集など共同募金情報を助成団体や寄付団体などの関係団体等の機関誌などへの掲載やホームページに共同募金会のホームページにリンクしてもらえるよう依頼する。 ○全国共通助成テーマなど共同募金運動の重点助成を積極的に訴え、住民の目線での広報を実施する。 ○小・中学校などへの協力を求め、児童・生徒達に募金の仕組み、重要性、役割等を積極的に広報する。 ○成人式など若者が集まるイベントなどをを利用して共同募金運動の広報を行う。

○助成効果の広報	<p>○自分のまちの地域福祉の向上に役立っていることを人々に分かりやすい手法で広報する。</p> <p>○地域福祉の向上にどうつながり、地域福祉にどのように役立つかを検証して広報する。</p> <p>○共同募金は、助成計画を予め定めた計画募金であることを広報する。</p>	<p>○市町ごとに、あるいは小地域ごとに、助成事業及び助成効果など地域に密着した情報のチラシを作成するなどして広報し、県本会においても、ホームページに市町ごとの助成の内容を広報する。</p> <p>○市町共募においても、市町全体の地域助成だけでなく、地域内の広域助成内容も併せて広報する。</p> <p>○大口寄付者などへは、助成を受けた団体からの「ありがとうメッセージ」を送付する。</p>
----------	--	--

②広報手段の拡大

○市町内及び小地域内での広報	<p>○募金方法や助成方法などを共同募金者協力者に伝え、地域に広めることでネットワークの拡大を図る。</p> <p>○市町内の住民ニーズに迅速に応えられる広報資料やデータを揃えることで、より分かりやすい広報に努める。</p>	<p>○市町社協のホームページに共同募金専用ページを確保し、市町共募の助成計画及び助成結果などの情報を提供する。</p> <p>○市町共募においても、助成交付書交付式などを開催するなどして、助成団体等に共同募金からの助成であることの意識啓発を図るとともに、併せて、寄付者や募金ボランティアなどにも出席していただき、感謝の気持ちを伝える。</p> <p>○地域に密着している新聞社（タウン誌を含む）、放送局（ケーブルTVを含む）などへ積極的に情報提供し、共同募金運動、助成内容の周知やありがとうメッセージを積極的に取り上げてもらうように働きかける。</p> <p>○助成活動や使途を市町の広報誌、社協だよりなど各種の公共の刊行誌への掲載を依頼する。</p> <p>○自治会総会や地域行事への積極的な参加し、共同募金活動の実践活動やチラシを配布する。</p>
----------------	--	---

		<ul style="list-style-type: none"> ○募金ボランティア、寄付者、助成を受ける者、企業関係者等を含めた交流会を開催する。 ○小学校・中学校において、募金の仕組み、重要性、役割などの教育する機会を組み込んでもらえるよう働きかける。(再掲) ○市町や小地域で独自のチラシを作成するなど、地域に密着した広報を展開する。
○助成団体等からの情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ○助成を受けている団体・施設と寄付者・地域等とのつながりを強める。 ○共同募金が原資となっていることを明らかにする方策を講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○助成団体等が共同募金を活用していることを関係者や地域住民などに十分理解してもらえるよう団体などの広報誌、大会などの周知、のぼり、助成シールの表示などで助成を受けていることの積極的な情報発信を働きかける。 ○助成団体等に対して、地域イベントなど住民（寄付者）の集まる場で直接「ありがとうメッセージ」や感謝の気持ちを伝えるよう依頼する。 ○ありがとうメッセージを当該団体の広報誌に掲載するよう働きかける。
③ 双方向型の広報活動		
○的確なニーズの把握	<ul style="list-style-type: none"> ○住民からの率直な意見や考え方を聞く。 ○苦情を検証し業務改善につなげる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○苦情などについて、県本会に集約し、業務改善に活かす。 ○ホームページにもフェイスブックなどの機能を持たせるなど意見交換の場を設定できるよう検討する。 ○募金ボランティア、寄付者、助成を受ける者、企業関係者等を含めた交流会を開催する。(再掲)
④ 情報公開の徹底		
○積極的な情報提供	○保有する情報は可能な限り公開する。	○募金を集める際の広報だけでなく、助成した後の効果をわかりやすく具体的に行い、情報公開を徹底し、透明性を高める。

		<ul style="list-style-type: none">○県本会のホームページを積極的に活用して、事業計画、予算、事業報告、決算などを公開する。○県本会において、市町共募の助成計画及び助成結果についても、ホームページで公開する。○市町社協のホームページに共同募金専用ページを確保し、市町共募の助成計画及び助成結果などの情報を提供する。(再掲)
--	--	---

【資料1】

諮詢書

香川県共同募金運動推進研究委員会

共同募金運動は、昭和22年に開始され、社会経済情勢の進展や社会福祉に対するニーズは複雑・多様化するなど福祉を取り巻く環境は大きく変化したが、住民相互の助け合いを基調として、多くの人々の善意に支えられながら、社会福祉の分野で大きな成果を収めている。しかしながら、募金額は、平成9年をピークに減少を続けており、共同募金の果たす役割とともに、その運動について多くの課題が指摘されております。

そのため、平成20年12月に共同募金運動推進研究委員会を設置して、募金額の減少などを踏まえて、募金方法や配分、広報、募金組織のあり方等について、研究協議をしていただき、平成22年1月に「今後の共同募金運動のあり方について」の意見具申をいただいたところです。

その意見具申を受けて、市町支会員からなる共同募金改革推進プロジェクト会議を組織し、市町共同募金委員会の設置・運営、目標額設定方式の変更（A方式→AB方式）、配分（助成）の見直し及び配分（助成）ルールの明確化などの共同募金運動改革推進行動計画を平成22年11月に策定し、平成23年度から目標額設定方式の変更や市町共同募金委員会の設置など共同募金運動の改革・見直しに取り組んでおります。その改革、見直しを進めるなかで、顕在化した共同募金の役割、組織体制、助成のあり方、募金活動の進め方、効果的な広報など課題等について、研究協議をいただき、共同募金に対する県民の理解を高め、運動の輪がより一層広がるよう本県における今後の共同募金運動のあり方について、ご意見を承りたいと存じます。

平成24年10月9日

社会福祉法人香川県共同募金会
会長 八木壮一郎

【資料2】

香川県共同募金運動推進研究委員会の主要協議事項

[主要協議事項]

(緊急的な検討課題)

- ・共同募金の役割と目的
- ・助成の決定方法
- ・広域助成と地域助成のあり方
- ・募金目標額が下回った場合の対応方策

(具体的な実施方策の検討項目)

1 組織——いかに活発な組織とするか

- ①組織の活性化
- ②効率的な業務執行

2 助成——いかに効果のある助成を行うか

- ①新たな助成ニーズへの対応
- ②効果的な助成

3 募金——いかに募金活動を進めるか

- ①減少続ける募金への対応方策
- ②共同募金運動の幅広い展開

4 広報——いかに県民の理解を得るか

効果的な広報の進め方

[協議スケジュール]

- ・緊急的な検討課題については、平成25年2月を目途に答申のとりまとめ
- ・具体的な実施方策の検討項目については、平成26年3月を目途に答申のとりまとめ

【資料3】

香川県共同募金運動推進研究委員会の開催経過

回	開催日	協議題
第1回	平成24年 10月9日（火）	(1) 詰問内容及び主要検討項目について (2) 前回の答申の対応状況について (3) 市町共同募金委員会のアンケート調査結果について (4) 本県の募金目標額及実績額の状況等について
第2回	11月14日（水）	(1) 緊急的検討事項の考え方について ①共同募金の目的と役割について ②助成のあり方について ③広域助成のあり方について ④地域助成のあり方について ⑤助成広報について
第3回	12月14日（金）	(1) 緊急的検討事項の考え方について ①広域助成のあり方について ②地域助成のあり方について ③助成広報について ④助成の決定方法について ⑤募金目標額が下回った場合の対応について
第4回	平成25年 1月16日（水）	(1) 市町共同募金委員会の意見聴取の内容について (2) 緊急的検討事項の考え方について ①共同募金の目的と役割について ②助成のあり方について ③広域助成のあり方について ④地域助成のあり方について ⑤助成広報について ⑥助成の決定方法について ⑦募金目標額が下回った場合の対応について
第5回	4月16日（火）	(1) 募金のあり方について～いかに募金活動を進めかかる～ ①なぜ募金額の減少が続いているのか ②減少続ける募金への対応方策 ③募金額の増額に向けての新たな展開方法の提案

第6回	5月15日（水）	(1)募金のあり方について~いかに募金活動を進めるか~ ①現状と課題 ②方向性と対応策
第7回	6月11日（火）	(1)募金のあり方について~いかに募金活動を進めるか~の前回修正 ①現状と課題 ②方向性と対応策 (2)広報について ~いかに住民の理解を得るか~
第8回	7月23日（火）	(1)広報について ~いかに住民の理解を得るか~
第9回	9月3日（火）	(1)香川県県内社会福祉協議会連絡協議会の共同募金と社協に関する部会からの提言について
第10回	9月20日（金）	(1)組織のあり方について~いかに活発な組織とするか~ ①現状と課題 ②方向性と対応策
第11回	10月29日（火）	(1)香川県県内社会福祉協議会連絡協議会の共同募金と社協とに関する部会からの提言について
第12回	11月28日（木）	(1)助成について~いかに効果的な助成を行うか~
第13回	平成26年 1月15日（水）	(1)今後の共同募金運動の進め方について（具体的な実施方策）～意見具申全般～ (2)意見具申を受けての今後の進め方について

【資料4】

香川県共同募金運動推進研究委員会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、香川県共同募金会定款第24条に基づき、香川県共同募金運動推進研究委員会（以下「研究委員会」という。）の設置及び運営に関する、必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 研究委員会は、本県における共同募金運動のあり方について調査研究を行うことを目的とする。

(組 織)

第3条 研究委員会は、15名以内の委員をもって構成し、次に掲げる組織等の中から会長が委嘱する。

- (1) 香川県社会福祉協議会
- (2) 市町社会福祉協議会
- (3) 香川県共同募金会支（分）会
- (4) 香川県民生委員児童委員協議会
- (5) 香川県健康福祉部
- (6) 社会福祉施設
- (7) 社会福祉団体
- (8) ボランティア団体
- (9) 経済団体
- (10) 学識経験者
- (11) その他必要と認める者

- 2 研究委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第5条 研究委員会は、委員長が招集する。

- 2 研究委員会の議長は、委員長がこれにあたる。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長が代理する。

- 4 研究委員会は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 5 委員が出席できない場合は、その委員が指名する者の代理を認める。
- 6 研究委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 研究委員会は、研究結果について会長に意見具申を行う。

(施行細則)

第6条 この規程に定めるもののほか、研究委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成20年8月1日より施行する。

【資料5】

香川県共同募金運動推進研究委員会委員名簿

区分	氏名	所 属	任 期
委 員 長	谷 輝男	香川県共同募金会配分委員長	H24. 10. 9~
副 委 員 長	日下 直和	香川県社会福祉協議会事務局次長	H24. 10. 9~
委 員	篠原 唯良	香川県市町社会福祉協議会連絡協議会 会長（観音寺市）	H24. 10. 9~ H25. 4. 18
委 員	吉原 正和	香川県市町社会福祉協議会連絡協議会 会長（さぬき市） 香川県市町社会福祉協議会連絡協議会副 会長（さぬき市）	H25. 4. 19~ H24. 10. 9~ H25. 4. 18
委 員	江元 祥晃	香川県市町社会福祉協議会連絡協議会副 会長（東かがわ市）	H25. 4. 19~
委 員	越智 和子	香川県市町社会福祉協議会連絡協議会副 会長（琴平町）	H24. 10. 9~ H25. 4. 18
委 員	田中 實	香川県市町社会福祉協議会連絡協議会副 会長（多度津町）	H25. 4. 19~
委 員	秋山 徹	高松市共同募金委員会事務局長	H24. 10. 9~
委 員	小谷 矯	香川県民生委員児童委員協議会連合会代 表（丸亀市民生委員児童委員協議会会长）	H24. 10. 9~
委 員	土岐 敦史	香川県健康福祉総務課課長	H24. 10. 9~
委 員	村上 則良	香川県民間児・者福祉施設振興会会长	H24. 10. 9~
委 員	小島 克己	香川県ボランティア協会会长	H24. 10. 9~
委 員	今津 福人	香川県連合自治会副会長 (宇多津町自治会連合会会长)	H24. 10. 9~